府　令

○内閣府令第七十二号

日本学術会議法（令和七年法律第七十号）第十九条第一項及び第三項、第四十二条第一項及び第二項第四号、第四十三条、第四十四条第一項及び第二項、第四十五条第一項、第二項、第三項及び第四項第二号、第五十二条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第八条第三項、第二十八条第二項、第三十七条、第五十条の四第二項第一号、第三項及び第五項、第五十条の六（第三号を除く。）、第五十条の七第一項、第五十条の八第三項並びに日本学術会議法施行令（令和七年政令第二百九十九号）第二条第一項及び第三項の規定に基づき、日本学術会議の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令を次のように定める。

令和八年八月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

日本学術会議の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令

（監査報告の作成）

第一条　日本学術会議法（令和七年法律第七十号。以下「法」という。）第十九条第一項の規定により内閣府令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、法第一条の目的及び法第二条の基本理念を踏まえ、職務を遂行する責務を有する。

3　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第六項第三号及び第四号において同じ。）及び役員以外の日本学術会議会員（以下「会員」という。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　日本学術会議（以下「会議」という。）の役員、役員以外の会員及び職員

二　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

4　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

5　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、会議の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

6　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　会議の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか並びに法第一条の目的及び法第四十二条第一項に規定する中期的な活動計画（以下「中期的な活動計画」という。）に定める目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三　会議の役員、役員以外の会員及び職員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他会議の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　会議の役員、役員以外の会員及び職員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六　監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第二条　法第十九条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、法、準用通則法（法第五十二条において準用する独立行政法人通則法をいう。以下同じ。）及び日本学術会議法施行令（令和七年政令第二百九十九号。以下「令」という。）の規定に基づき内閣総理大臣に提出する書類とする。

（中期的な活動計画の作成及び変更）

第三条　会議は、中期的な活動計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、日本学術会議評価委員会に対し、相当の期間をおいて当該中期的な活動計画の案を示した上、法第四十二条第三項に規定する意見を聴いた後に定め、又はこれを変更しなければならない。

（中期的な活動計画に定める会議の活動に関する事項）

第四条　法第四十二条第二項第四号に規定する内閣府令で定める会議の活動に関する事項は、次に掲げるものとする。

一　人事に関する計画

二　施設及び設備に関する計画

三　その他中期的な活動計画に定める目標を達成するために必要な事項

（年度計画の作成及び変更）

第五条　法第四十三条に規定する年度計画（以下「年度計画」という。）には、中期的な活動計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2　法第四十三条の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

3　会議は、年度計画を変更したときは、変更した事項及びその理由を公表しなければならない。

（自己点検評価の方法）

第六条　法第四十四条第二項に規定する自己点検評価（以下「自己点検評価」という。）は、同条第一項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する自己点検評価は、当該事業年度における中期的な活動計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

2　法第四十四条第二項の自己点検評価書には、当該自己点検評価書が次の表の上欄に掲げる自己点検評価書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、会議は、当該自己点検評価書には自己点検評価の根拠となる情報が記載されるべきものであることに留意しつつ、会議の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

事業年度における業務の実績及び当該実績について自己点検評価を行った結果を明らかにした自己点検評価書	一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績が法第四十二条第二項第一号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第二号から第四号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期的な活動計画及び年度計画の実施状況 ロ　当該事業年度における業務運営の状況 ハ　当該業務の実績に係る指標があるときは、当該指標及び当該事業年度の属する中期的な活動計画に係る期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値 ニ　当該事業年度の属する中期的な活動計画に係る期間における当該事業年度以前の毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報 二　当該業務の実績が法第四十二条第二項各号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について会議が自己点検評価を行った結果。なお、当該自己点検評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期的な活動計画に定めた目標ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の自己点検評価書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況